保保発 0305 第１号
令和６年３月５日

公益社団法人　日本産婦人科医会　会長　殿

厚生労働省保険局保険課長
（　公　印　省　略　）

分娩取扱施設の特色・サービス・平均費用等の情報提供を行う
「分娩取扱施設情報提供ウェブサイト」（仮称）の掲載情報の修正の受付について

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

公的医療保険制度における出産育児一時金の支給額の引き上げと併せて、出産費用の「見える化」を進めるため、厚生労働省において、分娩取扱施設ごとの出産費用の状況だけでなく、その分娩取扱施設の特色やサービスの内容なども併せて情報提供を行う「分娩取扱施設情報提供ウェブサイト」（仮称。以下「本ウェブサイト」という。）の本年春の開設に向けた準備を進めているところです。

本ウェブサイトに係る調査票への回答依頼及び出産育児一時金の直接支払制度専用請求書のデータ利用等、試験運用の実施については、「分娩取扱施設の特色・サービス・平均費用等の情報提供を行う「分娩取扱施設情報提供ウェブサイト」（仮称）の開設について（依頼）」（令和５年11月１日保保発1101第２号厚生労働省保険局保険課長通知）等にて周知等をお願いしたところであり、多大な御協力に御礼申し上げます。

本年３月５日より、各分娩取扱施設の限られた方のみに本ウェブサイトの試験運用ページのURLをご案内し、個々の施設の掲載情報の修正を受け付けますので、貴団体におかれましては、下記の内容について御了知いただくとともに、会員、関係者等に対し周知等いただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

１．個々の施設の掲載情報の修正の受付について

・趣旨：分娩取扱施設から提供いただいた情報について、ウェブサイト掲載内容の確認修正を行うもの
・期間：2024年３月５日～2024年３月18日
・URL（ウェブサイト）　：https://www.mhlw.go.jp/shussan/index.html
・URL（情報修正用フォーム）：https://forms.gle/gLdiAwc4rpopDgEs5
・対象：分娩取扱施設（掲載同意・希望先のみ）

２．御対応いただきたい内容

・　ウェブサイトURLより試験運用ページにおける個々の施設の掲載内容を確認いただき、本格運用以降の各分娩取扱施設に関する掲載内容の修正を希望される場合は、情報修正用フォームURLより、調査票再回答の提出を３月18日までにお願いいたします。また、掲載の時点を本年３月１日時点に更新します。時点の更新に当たり、情報の修正が必要な場合は、併せて調査票の再回答をお願いいた

します。なお、仕様上の制限や、本ウェブサイトの趣旨・目的に鑑み反映できない場合もございますのでご了承ください。

３．留意事項

・　掲載情報の時点は 2024 年３月１日としますが、一部の項目については時点を以下とします。2024 年３月１日時点で再度算出する必要はありません。
  ・　専門職の人数：2023 年 10 月１日
  ・　年間の分娩取扱件数：2022 年４月１日～2023 年３月 31 日

・　掲載内容のうち平均入院日数・出産費用等の平均額等の費用等に関する情報については、試験運用では全ての分娩取扱施設に一律のサンプルデータを表示しております。
　本年春から実施する本格運用においては、それぞれの分娩取扱施設における実際のデータ（2023 年 10 月～12 月の期間に出産育児一時金の直接支払制度の利用の際に提出される専用請求書のデータから機械的に算出した平均額等。直接支払制度を利用していない場合は、個別に提出いただいた様式を元に算出）を掲載します。
　なお、本格運用で掲載する 2023 年 10 月～12 月のデータについては、別途、本格運用の前に各分娩取扱施設にご確認いただく予定です。

・　本紙に記載の URL を対象の方以外も閲覧できる場所（ウェブサイト・SNS 等）に掲載することはお控えくださいますよう、お願いします。

・　調査票にメールアドレスをご回答いただいた分娩取扱施設については、メールで事務局（出産費用の見える化にかかる実態調査業務　分娩取扱施設情報提供ウェブサイト（仮称）への意向調査等調査事務局　PwC コンサルティング合同会社、送信元アドレス：jp_cons_cons_childbirth_costs@pwc.com）よりご案内いたします。

分娩取扱施設　開設者･管理者 様

令 和 6 年 3 月 5 日
厚生労働省保険局保険課

分娩取扱施設の特色･サービス･平均費用等の情報提供を行う「分娩取扱施設情報提供ウェブサイト」（仮称）の掲載情報の修正の受付について

このお知らせの概要

（ご対応いただきたい事項）

- **掲載情報の修正を3月５日～3月18日の期間に受け付けます。情報修正を希望される場合は、3月18日までに回答をお寄せください。**
- **ウェブサイトへの掲載情報の時点を、3月1日に更新します。掲載内容の修正が必要な場合は併せてご回答お願い致します。**

（留意事項）

- **個々の施設の情報については、1月31日までに提出いただいた内容を掲載しています。**
- **現在、表示されている費用等の数値はサンプルデータです。実際に掲載される費用等の数値は、本格運用前に別途ご確認いただきます。**
- **掲載の時点について、専門職の人数については 2023 年 10 月1日時点、年間分娩件数については 2022 年4月1日～2023 年3月 31 日時点とします。当該項目については更新の必要はありません。**

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

皆様のご協力のもと、本ウェブサイトへの掲載準備作業を進めてまいりました。

本年 1 月29日より、各分娩取扱施設から提供いただいた情報について、各分娩取扱施設や関係団体等の限られた方のみに本ウェブサイトの試験運用ページの URL をご案内し、ウェブサイトの動作や掲載内容の確認を行う試験運用を実施したところです。大変お忙しい中、試験運用アンケートにご回答いただいた皆様におかれましては、ご協力を賜り、誠にありがとうございました。試験運用アンケートにて既に頂戴したご意見につきましては、内容確認の上で本格運用時の反映に向け、準備を進めて参ります。

本年3月5日より、本ウェブサイトの試験運用ページの URL をご案内し、個々の施

設の掲載情報の修正を受け付けます。

つきましては、次頁記載のウェブサイト URL より試験運用ページにおける個々の施設の掲載内容を確認いただき、本格運用以降の各分娩取扱施設に関する掲載内容の修正を希望される場合は、次頁記載のフォーム URL より、調査票再回答の提出を3月18 日までにお願いいたします。また、掲載の時点を本年3月1日時点に更新します。時点の更新に当たり、情報の修正が必要な場合は、併せて調査票の再回答をお願いいたします。なお、仕様上の制限や、本ウェブサイトの趣旨・目的に鑑み反映できない場合もございますのでご了承ください。

※ 掲載情報の時点は 2024 年3月1日としますが、一部の項目については時点を以下とします。2024 年3月1日時点で再度算出する必要はありません。
- 専門職の人数：2023 年 10 月1日
- 年間の分娩取扱件数：2022 年4月1日～2023 年3月 31 日

※ 1 月31日までに提出いただいた内容を掲載しております。掲載内容のうち平均入院日数・出産費用等の平均額等の費用等に関する情報については、試験運用では全ての分娩取扱施設に一律のサンプルデータを表示しております。

本年春から実施する本格運用においては、それぞれの分娩取扱施設における実際のデータ（2023 年 10 月～12 月の期間に出産育児一時金の直接支払制度の利用の際に提出される専用請求書のデータから機械的に算出した平均額等。直接支払制度を利用していない場合は、個別に提出いただいた様式を元に算出）を掲載します。

なお、本格運用で掲載する 2023 年 10 月～12 月のデータについては、別途、本格運用の前に各分娩取扱施設にご確認いただく予定です。

※ 掲載内容のうち、周産期母子医療センターの指定の有無については、事務局にて該当有無を確認し、一部情報を修正させていただきました。万が一、周産期母子医療センターに指定されており、調査票においてその旨を回答したにもかかわらず、ウェブサイト上で掲載がされていない場合は、次ページのお問い合わせフォームよりご連絡いただけますと幸いです。

お忙しいところ、大変恐縮に存じますが、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【試験運用ウェブサイト御確認方法について】

以下の URL・QR コードを通じて試験運用ページを御確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/shussan/index.html

※　本紙に記載の URL を対象の方以外も閲覧できる場所（ウェブサイト・SNS 等）に掲載することはお控えくださいますよう、お願いします。

【個々の施設の掲載情報修正方法について】

以下の Web フォームを通じてオンラインで御回答ください。

https://forms.gle/gLdiAwc4rpopDgEs5

【御回答〆切】

令和6年3月18日（月）

※　今後、いただいたご回答を元に本年春の本格運用開始に向けた掲載準備を進めていく予定のため、期限内のご回答をよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ方法について】

調査内容・試験運用についてご不明点がある場合は、以下のお問い合わせフォームよりお問い合わせください。

■お問い合わせフォームでのお問い合わせ：

https://forms.gle/9zc4gDQZoMpjkH756

お問い合わせフォームよりのお問い合わせが難しい場合に限り、以下電話番号にお電話いただき、「厚生労働省委託 出産費用の見える化にかかる実態調査業務 分娩取扱施設情報提供ウェブサイト（仮称）の試験運用」に関するお問い合わせであることをお伝えください。

お電話でのお問い合わせについては、上記問い合わせフォームからのお問い合わせと比較し、回答までにお時間を頂戴することがあります。

電話番号：050-1807-8972（平日9：30～17：00受付）

回答マニュアル

注意点

※設問には「病院のみ対象」の設問、「病院、診療所のみ対象」の設問がありますが、ここでいう病院は「分娩取扱施設の概要」の「分娩取扱施設の種別」の問いで、①、②を選択した病院が対象となります。

０．分娩取扱施設の基本情報

問１．　分娩取扱施設の名称

開設許可証に記載されているものと同じ正式名称を記載してください。

問２．　施設所在地

貴施設の所在地を記載してください。

問３．電話番号

利用者や住民からの連絡が可能な電話番号を記載してください。

※市外局番から記載してください。

問４．ホームページ等の URL

（１）貴施設のホームページの URL

貴施設の開設したホームページがあり、当ウェブサイトに貴施設のホームページの URL 掲載を希望される場合には貴施設のホームページの URL を記載してください。

（２）facebook の URL

当ウェブサイトに貴施設の facebook の URL 掲載を希望される場合には貴施設の facebook の URL を記載してください。

（３）X（旧 twitter）の URL

当ウェブサイトに貴施設の X（旧 twitter）の URL 掲載を希望される場合には貴施設の X（旧 twitter）の URL を記載してください。

（４）instagram の URL

当ウェブサイトに貴施設の instagram の URL 掲載を希望される場合には貴施設の instagram の URL を記載してください。

（５）LINE の URL

当ウェブサイトに貴施設の LINE の URL 等掲載を希望される場合には貴施設の LINE の URL 等を記載してください。

（６）その他のホームページ等の URL

当ウェブサイトに貴施設の上記以外のホームページ等の URL 掲載を希望される場合には URL を記載してください。

問５．出産育児一時金の直接支払制度の利用可否

貴施設において、出産育児一時金の直接支払制度を利用可能な場合、可を選択してください。

問６．アクセス

貴施設のアクセスについて、記載してください。

【自由記載】

（例）・●●駅から徒歩●分・●●バス停から徒歩●分

問７．駐車場

貴施設に駐車場がある場合は、有を選択してください。

問８．外来受付時間

診察日か休診日のいずれかを選択してください。診察日の場合は外来受付時間を記載してください。

【選択肢】　診察日・休診日

【自由記載】診察日の場合の外来受付時間

（例）●時～●時、●時～●時

【自由記載】事務局向けの補足説明欄（外来受付時間について）

上記記載項目にあてはまらない事項がある場合は、本欄に記入してください。

（※本項目はウェブサイトでは公表されません）

問９．外来診療の予約の可否

貴施設において、外来の予約が可能な場合、可を選択してください。

Ⅰ． 分娩取扱施設の概要

問 10. 分娩取扱施設の種別

各選択肢の説明

① 母子への医療を主とする病院

産科もしくは小児科を主とする病院はこちらを選択してください。

② 病院（「母子への医療を主とする病院」以外の病院）

上記の「母子への医療を主とする病院」に当てはまらない病院はこちらを選択してください。

③ 有床診療所

有床診療所（19 人以下の患者が入院可能な施設）の場合はこちらを選択してください。

④ 助産所

助産所（助産師が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所において行うものを除く。）を行う場所）の場合は選択してください。

問 11. 周産期母子医療センターの指定の有無（病院のみ対象の設問）

各選択肢の説明

① 総合周産期母子医療センター

「周産期医療体制整備指針」（平成２２年１月２６日付医政発０１２６第１号の別添２）により、常時の母体及び新生児搬送受入体制を有し、合併症妊娠（重症妊娠高血圧症候群、切迫早産等）、胎児・新生児異常（超低出生体重児、先天異常児等）等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができるとともに、必要に応じて当該施設の関係診療科又は他の施設と連携し、産科合併症以外の合併症（脳血管障害、心疾患、敗血症、外傷等）を有する母体に対応することができる医療施設として、都道府県に指定されている病院は選択してください。

② 地域周産期母子医療センター

「周産期医療体制整備指針」（平成２２年１月２６日付医政発０１２６第１号の別添２）により、産科及び小児科（新生児医療を担当するもの）等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設として、都道府県に認定されている病院は選択してください。

問 12. NICU 病床数（床）（病院のみ対象の設問）

新生児特定集中治療室管理料１．２（※）、総合周産期特定集中治療室管理料２新生児集中治療室管理料を算定している病床数を記載してください。０床の場合は０と記載

してください。

問 13. 産科病床数（床）（病院・診療所のみ対象の設問）

妊産婦が同時に入院可能な最大病床数を記載ください。（分娩を伴わない入院（例：切迫早産、重症妊娠悪阻等）も含みます。）

ここでいう妊産婦が入院可能とは、助産師、看護師、産科医師等の配置がなされており、十分な産科診療を行う事ができることをいいます。

問 14. 入所可能ベッド数（助産所のみ対象の設問）

妊産婦が同時に入所可能なベッド数を記載ください。

問 15. 産科区域の特定の有無（病院のみ対象の設問）

各選択肢の説明

① 産科専用の病棟がある

妊産婦のみが入院する病棟を有する場合は選択してください。

② 産科専用のスペースが確保されていて専任スタッフがいる混合病棟

病棟内には婦人科疾患患者や、他診療科の患者が入院しているもしくは入院する可能性がある混合病棟ではあるが、区域管理（ゾーニング）やユニット化により産科区域の特定が行われている場合は選択してください。

※ 婦人科疾患患者、他診療科の患者が区域内にいる、スタッフが専任ではない場合は、③の選択肢を選んでください。

- 区域管理（ゾーニング）とは：廊下を含むひと固まりの領域を産科だけのための区域とし、その区域を産科専用の「ユニット」として使用することをいう。
- ユニット化とは：ひとつづきになっている病棟の一部を産科専用の「ユニット」として使用することをいう。

③ 産科区域の特定なし

上記の①・②の選択肢以外の場合はこちらを選択してください。

問 16. 専門職数

（1）産科医師数（人）（病院・診療所のみ対象の設問）

医師法に基づく医師免許を有し、分娩を取り扱う者を示します。

常勤医師数（※1）のみ記載してください。非常勤医師は計上しないでください。

※1 常勤とは、貴施設で定められた勤務時間をすべて勤務する者をいいます。ただし、貴施設で定めた 1 週間の勤務時間が 32 時間未満の場合は、32 時間以上勤務している者を常勤として計上し、その他は非常勤となります。

（２）小児科医師数（人）（病院・診療所のみ対象の設問）

医師法に基づく医師免許を有し、主として小児医療に従事し新生児の診察に関わる者を含めて、新生児医療に従事している者の合計人数を記載してください。

人数は常勤医師数＋常勤換算された非常勤医師数を記載してください。（※２）

（３）助産師数（人）

保健師助産師看護師法に基づく助産師免許を有し、産科関連病棟に勤務し、主として助産業務を行う者を示します。（例えば、助産師の免許を有しているが、主として助産業務を担当していない場合には、助産師数には計上しないでください。）

人数は常勤助産師数＋常勤換算された非常勤助産師数を記載してください。（※２）

常勤換算を行う際には、助産業務に従事した時間を対象とするのではなく、主として助産業を行う者の貴施設における勤務時間を対象としてください。

（４）（３）のうちアドバンス助産師数（人）

アドバンス助産師とは、日本助産評価機構によって助産実践能力が CLoCMiP（助産実践能力習熟段階）レベルⅢに達していると評価・認証された助産師をいいます。

上記『助産師数（人）』の助産師のうち、アドバンス助産師の人数を常勤アドバンス助産師数＋常勤換算された非常勤アドバンス助産師数で記載してください。（※２）

（５）看護師数・准看護師数（人）

看護師数は保健師助産師看護師法に基づく看護師免許を有し、産科関連病棟に勤務し、あるいは、産科関連外来に専属で勤務しており、主として当該業を担当する者を示します。（例えば、看護師の免許を有しているが、主として事務を担当している場合には看護師数には計上しない。）

准看護師数は都道府県知事からの免許を受けており、産科関連病棟に勤務し、あるいは、産科関連外来に専属で勤務しており、主として当該業を担当する者を示します。（例えば、准看護師の免許を有しているが、主として事務を担当している場合には准看護師数には計上しない。）

人数は常勤看護師数・准看護師数＋常勤換算された看護師数・准看護師数で記載してください。（※２）

※２　非常勤とは、貴施設と雇用関係にあって※１の常勤でない職員をいいます。貴院の 1 週間の所定労働時間を基本として、下記のように常勤換算して小数点第一位まで（小数点第二位を四捨五入）をご記入ください。

例：1 週間の通常の勤務時間が 40 時間の病院で、週２日（各日３時間）勤務の看護師が１人と、週３日（各日 5 時間）勤務の看護師が２人いる場合（所定の勤務時間数を超えて行われた時間外勤務は含みません）

非常勤看護師数 ＝｛（２日×３時間×１人）＋（３日×５時間×２人）｝／40 時間＝0.9 人

なお、非常勤職員が月単位で管理をされている場合には、１か月の所定労働時間を用いて、１か月の勤務時間について常勤換算して計上してください。

その他注意事項：専門職数の項目について

有給・無給を問わず令和５年 10 月１日時点で貴施設に雇用されている者を計上します。10 月１日の欠勤者であっても、雇用されていれば計上します。なお、10 月１日の採用者は計上しますが、退職者は計上しません。また、施設が直接雇い入れた者、派遣労働者、出向者、一般の従事者と同様の勤務状況にある家族従事者を含めます。業務請負の労働者、ボランティアは対象外とします。

【医師が定期的に他院で診察をしている場合の報告】

正職員の医師が定期的に他院で診察をしている場合、他院での診察時間を除いて常勤換算した人数を非常勤職員に計上してください。

【当直医を外部に委託している場合の報告】

当該施設と雇用関係（施設が直接雇い入れた者、派遣労働者、出向者、一般の従事者と同様の勤務状況にある家族従事者）がある場合には非常勤職員として計上してください。

【長期にわたって勤務していない職員、産前･産後休暇や育児休暇中の職員の扱い】

10 月１日現在、当該医療施設に勤務していない者で、長期にわたって勤務していない者（３か月を超える者。予定者を含む）については、計上しません。

ただし、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）で定める産前・産後休業（産前６週間・産後８週間）並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）で定める育児休業及び介護休業を取得している者については、計上します。休業中の者に代替者がいる場合は、代替者のみを計上します（休業中の者は含めない）。

【短時間勤務の常勤職員の扱い】

勤務時間でご判断いただき、１週間の勤務時間が 32 時間未満の場合は、非常勤職員として計上してください。

問 17. 年間の分娩取扱件数

（１）経腟分娩

令和４年４月１日～令和５年３月３１日の１年間の経腟分娩を行った件数（死産を含む）が含まれる選択肢を選択して下さい。なお、双生児の場合２件としてください。

（２）帝王切開での出産（病院・診療所のみ対象の設問）

令和４年４月１日～令和５年３月３１日の１年間の帝王切開術を行った件数（死産を含む）が含まれる選択肢を選択してください。なお、双生児の場合１件としてください。

問 18. 入院中に実施される検査等

（１）新生児聴覚検査の自施設での実施の有無

自施設で実施している場合は有を選択してください。

（２）自施設での実施がない場合の新生児聴覚検査可能施設の情報提供の有無

（１）の問いへの回答で「無」を選択された施設のみご回答ください。

新生児聴覚検査が可能な他施設で受検してもらうよう情報提供を行っている場合に「有」を選択してください。

（３）小児科医師による新生児の診察

各選択肢の説明

①　産婦（母親）の入院中に小児科医師による新生児の診察有

母親の入院中に小児科医師による新生児の診察が行われる場にこちらを選択してください。（小児科医師の勤務形態は問いません。）

②　産婦（母親）の退院後に連携施設で小児科医師による新生児の診察有

貴施設を退院後から１ヶ月健診（産婦健康診査）までの間（もしくは自宅分娩後の外出許可後）に連携施設において小児科医師による新生児の診察がある場合にはこちらを選択してください。（１ヶ月健診は含みません。）

③　産婦（母親）の入院中に小児科以外の産婦人科等の医師による診察、もしくは助産師による新生児への保健指導有

貴施設での分娩後の入院中（もしくは自宅分娩後の自宅にでの療養中）に産婦人科や内科など小児科以外の医師による新生児の診察がある場合、また助産師による保健指導がある場合にこちらを選択してください。

（４）風疹抗体価が低い産婦に対する風疹含有ワクチンの接種（出産後の接種）（病院・診療所のみ対象の設問）

妊婦健診（妊婦健康診査）等での風疹ウイルス抗体検査において、抗体価が低値で追加接種が必要と判断された産婦（出産後の方）への風疹含有ワクチンの接種を産後の入院中に行っている場合は有。妊婦の希望はあるが、入院中には対応していない場合は無を選択してください。

問 19. 産婦健診（産婦健康診査）の実施

（１）２週間健診（産婦健康診査）実施

産後約２週間で産婦健康診査を行っている場合は有を選択してください。

（２）１か月健診（産婦健康診査）の実施

産後約１か月で産婦健康診査を行っている場合は有を選択してください。

Ⅱ．助産ケア

問 20．助産師外来実施（病院・診療所のみ対象の設問）

助産師が医師と連携して、外来診療時に妊婦健診・保健指導を実施している場合は有を選択してください。

・　助産師外来の定義：緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が産科医師と役割分担をし、妊産婦とその家族の意向を尊重しながら、健康診査や保健指導を行うことをいう。ただし、産科医師が健康診査を行い、保健指導・母乳外来等のみを助産師が行う場合はこれに含まない。

問 21．妊娠期・分娩期・産褥期のケア

（１）院内助産実施（病院・診療所のみ対象の設問）

助産師が医師と連携して妊娠から産後までのケアをおこなっている場合は有を選択してください。

・　院内助産の定義：緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が妊産婦とその家族の意向を尊重しながら、妊娠から産褥 1 か月頃まで、正常・異常の判断を行い、助産ケアを提供する体制。

（２）入院中の授乳育児の支援

産婦（母親）の希望がある場合、分娩を伴う入院中に、母乳育児もしくは人工乳（ミルク）による育児などの授乳育児の支援ある場合には有を選択してください。

（３）授乳支援を行う外来の実施（退院後）

授乳支援を行う外来とは産婦の乳房トラブルや授乳に関する支援、授乳指導等を行う外来を指します。自治体からの費用の補助の有無は問いません。

各選択肢の説明

①　授乳支援を行う外来を実施している

貴施設で出産をした産婦以外に対しても授乳支援を行う外来を行っている場合はこちらを選択して下さい。

②　貴施設で出産した産婦（母親）のみを対象とした授乳支援を行う外来を実施している

貴施設で出産をした産婦に対してのみ授乳支援を行う外来を行っている場合にこちらを選択してください。

③　授乳支援を行う外来を実施していない

授乳支援を行う外来を行っていない場合はこちらを選択してください。

問 22. 産後ケア事業（※３）の実施

（１）宿泊型（ショートステイ）型

市区町村からの委託を受け、病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会を提供するとともに、心身のケアや育児のサポート等を実施している場合は有を選択してください。

（２）通所（デイサービス）型（個別型）

市区町村からの委託を受け、個別で支援を行える施設（病院・診療所・助産所等）において、日中、来所した利用者に対し心身のケアや育児サポート等を実施している場合は有を選択を選択してください。

（３）通所（デイサービス）型（集団型）

市区町村からの委託を受け、集団で支援を行える施設（病院・診療所・助産所等）において、日中、来所した利用者に対し心身のケアや育児サポート等を実施している場合は有を選択を選択してください。

（４）居宅訪問（アウトリーチ）型

市区町村からの委託を受け、助産師等の看護職を中心とした産後ケア実施担当者が利用者の自宅に赴き心身のケアや育児のサポート等を実施している場合は有を選択を選択してください。

※３　病院、診療所、助産所、自治体が設置する場所（産後ケアセンター等）又は支援対象者の居宅において、助産師等の看護職が中心となり、出産後１年を経過しない女子及び乳児を対象に、心身のケアや育児のサポート等を行う市区町村事業。

Ⅲ．付帯サービス

問 23. 立ち会い出産実施（経腟分娩の場合）

貴施設の方針として妊婦が希望した場合に、分娩に家族等の立ち会いを実施する場合は有を選択してください。

※　立ち会い可能な家族の種類（配偶者、パートナー、実母等）については問いません。

※　感染症流行時や災害時等、例外的に立ち会いができない時期がある場合についても有を選択してください。

問 24. 無痛分娩実施（病院・診療所のみ対象の設問）

各選択肢の説明

①　希望による無痛分娩可能

無痛分娩（麻酔によって陣痛の痛みを和らげ、分娩する方法）について、 実施することが可能な場合はこちらを選択してください。例えば経産婦のみ可能、特定の曜日のみ可能など条件付きの場合もこちらを選択してください。

② 医学的適応のみ対応可能

医学的適応のみ無痛分娩対応の場合は、こちらを選択してください。

③ 対応していない

無痛分娩を実施していない場合にはこちらを選択ください。

問 25. 無痛分娩の指標（病院・診療所のみ対象の設問）

（1）無痛分娩の麻酔の方法

各選択肢の説明

① 硬膜外麻酔

硬膜外麻酔を行い無痛分娩を行っている場合はこちらを選択してください。

② 脊椎くも膜下硬膜外併用麻酔

脊椎くも膜下麻酔、硬膜外麻酔を併用し無痛分娩を行っている場合はこちらを選択してください。

③ その他

①、②以外の麻酔方法を行う場合にはこちらを選択してください。

（2）無痛分娩麻酔管理者の資格

無痛分娩麻酔管理者とは無痛分娩とそれに関連する業務の管理・運営責任者を指します。

各選択肢の説明

① 麻酔科専門医

麻酔科専門医の資格を有する場合はこちらを選択してください。

② 麻酔科標榜医

麻酔科標榜医である場合はこちらを選択してください。

③ 産婦人科専門医

産婦人科専門医の資格を有する場合はこちらを選択してください。

（3）JALA サイトへの掲載

JALA（無痛分娩関係学会・団体連絡協議会）への施設掲載がある場合は有を選択し

てください。

（４）JALA のホームページアドレス

貴施設が JALA に掲載されており、本ウェブサイトにリンク先を掲載希望の場合は、その URL をご記載ください。

（５）麻酔の実施体制（対応可能時間）

各選択肢の説明

① 24 時間対応している

原則として 24 時間対応している場合にはこちらを選択してください

② 24 時間対応していない

原則として 24 時間対応していない場合にはこちらを選択してください。

（６）麻酔の実施体制（無痛分娩を行う際の陣痛誘発の有無）

各選択肢の説明

① 計画分娩としている

原則として、計画分娩としている場合にはこちらを選択してください。

② 自然陣痛がきてからの無痛分娩としている

原則として自然陣痛が来てからの麻酔導入を行っている場合にはこちらを選択してください。

問 26. 母子同室実施（医学的に産婦（母親）や新生児の管理が必要な場合を除く）

各選択肢の説明

① 母子同室

原則として母子同室としている場合にはこちらを選択してください。

② 母子別室

原則として母子別室（産婦（母親）は自室、新生児は新生児室等）としている場合にこちらを選択してください。

問 27. 居室に関わること

（１）個室

- 集中治療室（ICU、MFICU など）を除く一般病床において他の患者が入ることのない、定員一名の病床を有する場合は有を選択してください。
- 助産所の場合は、妊産婦一人に対して個室がある場合には有を選択してください。

・　妊産婦の家族等が泊まるなどの場合でも他の患者・妊産婦が入らない場合は有を選択択してください。

（２）個室利用の際の差額費用支払いの必要性（上記で「有」を選択した場合のみ回答）（医学的理由での個室利用を除く）

・　個室を利用する場合に別途費用が必要な場合は「有」を選択してください。

・　差額が生じる個室と生じない個室が混在する場合は「場合による」を選択してください。

・　差額が生じない個室のみの場合は「無」を選択してください。

・　各個室に複数の価格設定がある場合において、差額が生じない個室を有する場合は「場合による」、差額が生じない個室がない場合は「有」を選択してください。

Ⅳ．分娩に要する費用等の公表方法

問 28．分娩に要する費用

正常分娩の際にかかるおおよその費用の公表方法について、以下の選択肢から当てはまるものを選んで回答してください。

問 29．室料差額

室料差額を伴う部屋の種類や、その室料差額の公表方法について、以下の選択肢から当てはまるものを選んで回答してください。

問 30．無痛分娩に要する費用（病院・診療所のみ対象の設問）

無痛分娩にかかる費用の公表方法について、以下の選択肢から当てはまるものを選んで回答してください。

各選択肢の説明

①　ホームページに記載

貴施設のホームページに掲載されている場合に選択してください。

②　施設内での掲示

貴施設内に提示している場合に選択してください。

③　SNS に記載

貴施設の SNS（fakebook、X（旧 twitter）、instagram 等）への掲載

④　パンフレットに記載

貴施設内等においてあるパンフレットなどへの記載がある場合に選択

●ホームページ等の URL

１．貴施設のホームページの URL

貴施設の開設したホームページがあり、貴施設の「分娩に要する費用」、「室料差額」、「無痛分娩に要する費用」が掲載されている場合には貴施設のホームページの URL を記入してください。

２．facebook の URL

貴施設の facebook に、貴施設の「分娩に要する費用」、「室料差額」、「無痛分娩に要する費用」が掲載されている場合には貴施設の facebook の URL を記入してください。

３．X（旧 twitter）の URL

貴施設の X（旧 twitter）に、貴施設の「分娩に要する費用」、「室料差額」、「無痛分娩に要する費用」が掲載されている場合には貴施設の X（旧 twitter）の URL を記入してください。

４．instagram の URL

貴施設の instagram に、貴施設の「分娩に要する費用」、「室料差額」、「無痛分娩に要する費用」が掲載されている場合には貴施設の instagram の URL を記入してください。

５．LINE の URL

貴施設の LINE に、貴施設の「分娩に要する費用」、「室料差額」、「無痛分娩に要する費用」が掲載されている場合には貴施設の LINE の URL を記入してください。

６．その他のホームページ等の URL

貴施設の上記以外のホームページ等に、貴施設の「分娩に要する費用」、「室料差額」、「無痛分娩に要する費用」が掲載されている場合には URL を記入してください。

５．出産育児一時金の直接支払制度の専用請求書データ

※ここは記入の必要はありません！

（１）　入院日数

該当期間に貴施設に提出いただいた出産育児一時金の直接支払制度の専用請求書の入院した日数について平均値や中央値、四分位数を記載します。

（２） 出産費用

該当期間に貴施設に提出いただいた出産育児一時金の直接支払制度の専用請求書の「妊婦合計負担額」から「産科医療保障制度」、「その他」、「室料差額」の３つの項目に記載されている金額を差し引いた費用について、平均値や中央値、四分位数を記載します。

（３） 室料差額

該当期間に貴施設に提出いただいた出産育児一時金の直接支払制度の専用請求書の「室料差額」の項目に掲載されている費用について、平均値や中央値、四分位数を記載します。

（４） 妊婦合計負担額

該当期間に貴施設に提出いただいた出産育児一時金の直接支払制度の専用請求書の「入院料」、「室料差額」、「分娩料」、「新生児管理保育料」、「検査・薬剤料」、「処置・手当料」、「産科医療補償制度」、「その他」、「一部負担金等」の項目に掲載されている費用の合計について平均値や中央値、四分位数を記載します。

注１：出産育児一時金の直接支払制度を利用した場合に貴施設が審査支払機関に提出する専用請求書（正常分娩のみ）から平均値等を算出しています。提出された専用請求書が異常分娩のみの施設についてはー（バー）が記載されます。

注２：ここでいう該当期間は令和５年 10 月～令和５年 12 月です。

注３：提出いただいた専用請求書の中で、請求日が該当期間に当てはまらない場合は除外します。

【掲載項目について多くいただいた質問】

	問番号	問内容	Q	A
1	問９	外来診療の予約の可否をお選びください。	紹介予約だけの場合どう回答したらいいのか。	外来診療の予約が紹介予約のみである場合、「不可」をお選びください。
2	問16（５）	看護師数・准看護師数をご記載ください。	看護師が産科と別の診療科を担当している。どちらの科を主とした業務として担当するなどはなく等しく担当している場合、どのように計算すればよいか。	看護師の方が産科と別の診療科を等しく担当されている場合は、半分に割った人数で回答いただくようお願いいたします。
3	問25 （５）	無痛分娩の麻酔の実施体制（対応可能時間）をお選びください。	日時や対応する医師の配置によって24時間対応の有無が変わってくる。片方を選択し、それが掲載された場合に、ユーザーから見るともう一方は実施していないように見えてしまう懸念があるがどのように回答すればよいか。	この設問は、原則として24時間対応が可能である場合は「① 24時間対応している」、原則として24時間対応が可能とまでは言えない場合は「② 24 時間対応していない」をご選択いただくことを想定して作成しているものです。 いずれかを選択することが難しい場合は無回答としていただければ、この項目自体が掲載されない形となります。
4	問25（６）	無痛分娩の麻酔の実施体制（無痛分娩を行う際の陣痛誘発の有無）をお選びください。	計画分娩をしている場合も自然陣痛が来てから対応する場合もある。いずれかを選んでも正しくないため、どのようにすればよいか。	原則としている麻酔の実施体制をご選択ください。 原則としている麻酔の実施体制は、特筆すべき事情のない妊産婦の方が無痛分娩をする際に、計画分娩とするか、または自然陣痛がきてからの無痛分娩とするかによってご判断いただければと存じます。 なお、いずれかを選択することが難しい場合は無回答としていただければ、この項目自体が掲載されない形となります。
5		出産費用等の平均額等について	途中で値段や内訳の変更があった場合など、現在の価格と一致しない場合に算出されたデータの変更を求めることはできるか。	請求書データについては、厚生労働省で一律に更新を行うため、各施設からのご要望のタイミングでの更新は予定しておりません。なお、費用については、あくまでも請求書データからの平均値等であり、実際の費用については各施設にお問い合わせいただきたい旨、注意書きとして掲載する予定です。

※現在協議中のため、本ＱＡに掲載していない情報もあります。